

令和2年1月23日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

研修認定薬剤師制度に関する重要なお知らせ  
(研修認定薬剤師の認定申請料等の取扱い)

令和2年4月1日（都道府県薬剤師研修協議会受付）から、研修認定薬剤師の認定申請料等の取扱いを、次のとおりとします。なお、(1)から(3)までの取扱いは、平成31年4月1日より実施しているものです。

- (1) 認定申請料等として一旦振り込まれたものは、理由の如何を問わず返却しません。審査の結果、認定不可となった場合でも返却しません。
- (2) この一旦振り込んだ認定申請料等は、他の如何なるものにも流用することはできません。例えば、後日再提出した認定申請の認定申請料として使用することはできません。
- (3) 領収証は発行せず、振込明細等を以て領収証に代えます。
- (4) 認定申請料等の振込明細等は、申請書の提出前3か月以内のものとし、それ以前のものは無効ですので、使用できません。